

登録教習機関の登録の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する同法第 47 条の 2 の規定による同法第 46 条第 4 項第 2 号の事項（法人代表者の氏名）の変更の届出があったので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登 録 教 習 機 関			
名 称	代 表 者 職 氏 名		住 所
酒田鉄工協同 組合	変 更 前	代表理事 齋藤 博紀	山形県酒田市末広町 7 - 1
	変 更 後	代表理事 上野 光徳	
	変更した 年月日	令和 7 年 6 月 29 日	

令和 7 年 11 月 13 日

山 形 労 働 局 長

